

総会議事録

令和2年7月

令和2年7月9日(木)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和2年7月9日(木)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前9時52分
場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ 第1コミュニティルーム

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、内方 誠、関野 揚司、
中嶋 道博、市田 嘉則、藤井 忠、尾関 孝正、宮崎 強、吉田 進、
小嶋 保徳、石田 弘司

13名

欠席 古橋 隆三

1名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、細見 秀史、荒砂 博、枘田 益一、糸井 久和、和田 隆、
田中 茂嗣、溝口 喜順、品川 泰志、荻野 有信

10名

欠席 なし

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第21号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第3 議案第22号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

〔藤井会長〕 おはようございます。

ただ今から、令和2年7月の総会を開催します。

梅雨の長雨が続いておりますが、九州では大変なことになっておりまして、被

災された皆様に心からお見舞を申し上げたいと思います。

さて、本日はいよいよ現体制での最後の総会となりました。委員の皆様にはこれまで何かと大変お世話になり、委員会運営に御理解、御協力を賜りましたことに感謝を申し上げます。

また、引続きお世話になります委員さんにつきましては、御苦勞様ですが今後とも御尽力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席委員は24名中23名、欠席委員は、古橋委員、の1名です。農業委員の過半数が出席していますので、総会は成立しております。

それでは、日程第1「議事録署名委員」の指名をします。宮崎会長職務代理、吉田委員にお願いします。

次に、日程第2 議案第21号 「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第21号になります。

「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。5件ございます。

1番です。大字中津※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。所有者名義は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成12年以降、耕作していないということです。

2番です。大字中津※※番、登記簿地目は畑、面積は※※㎡です。所有者は先程と同じ※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成前から耕作は行っていないということです。

3番です。大字上司※※番ほか2筆、合計3筆、登記簿地目はいずれも田、面積は合計で※※㎡です。所有者は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成6年11月11日以降、耕作していないということです。

裏面の4頁を御覧ください。4番です。大字上司※※番、登記簿地目は田、面積は※※㎡です。所有者は※※様で※※にお住まいです。

非農地の事由につきましては、平成16年12月以降、耕作していないということです。

5番です。大字上司※※番ほか3筆、合計4筆です、登記簿地目は2筆が田、2筆が畑、面積は4筆の合計で※※㎡です。この内大字中津※※の田につきましては農振農用地 区域に指定されております。所有者は※※様で※※にお住まいです。非農地の事由につきましては、平成15年1月又はそれ以前から耕作されていないということです。

具体の場所につきましては5頁から9頁に地図を添付しております。

最初の5頁に1番の中津の案件、6頁に2番の中津の案件、次の7頁に3番の上司の案件の3筆、8頁に4番の上司の案件、9頁に5番の上司の案件を表示しております。

次の10頁から12頁に現地写真を添付いたしております、10頁に1番と2番の案件、11頁に3番、4番の案件、12頁に5番の案件を掲載しております。

10頁を御覧ください。1番の案件でございます。

この土地につきましては、所有者が高齢により耕作を放棄したところ、近隣の住民に通路、農機具置場として利用されるようになり現在に至ったそうです。

その下の2番の案件ですが、昨年、この土地にありました納屋を取壊して更地としたとのことで、今後は宅地として登記したいということです。

次の11頁になります。3番の3筆分です。写真は上と中の2枚になります。現在の所有者が平成7年に相続した時点で既に荒地となっており、以後耕作していないということです。太陽光発電に活用される予定です。

下の4番の案件になります。小作人の耕作放棄により荒地となり、昨年からは非農地申請があったところの隣接で**様の資材置場とするため整地を行っております。

次の12頁を御覧ください。5番の案件です。

いずれも急勾配な場所の不整形地であり、獣害も著しいことから耕作を諦めているとのことです。上の写真の**が農振農用地となっております。現在は山林及び原野となっております。

議案第21号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

[藤井会長] ただ今の事務局の説明に関連して、担当委員から補足説明をお願いします。1番から5番について中嶋委員よりお願いします。

[中嶋委員] 今回の5件につきましては全て栗田地区でございます、6月25日、事務局及び荒砂推進委員と私で現地確認を行い慎重に審査を行いました。

まず1番、位置図の5頁でございます。写真は10頁の①でございます。この土地は奥へ行く人の通路となっており耕作はしておりません。耕作するということは非常に困難ですので非農地も止むを得ずと考えております。

2番でございます。中津の案件でございますが、周囲は全て雑種地で雑草が生えており耕作することは程遠いもので、半分はブロックシートをかけており耕作は困難と判断します。位置図は6頁でございます。図面につきましては10頁の②でございます。

次に3番、位置図は7頁、図面は11頁の③です。ここにつきましては周囲は

全て耕作を行っておりません。現在の農地につきましては排水が悪く水が溜まっている状態で農地としての利用は非常に困難というふうに思っております。これにつきましても(非農地)止むを得ずと考えます。

先程事務局から説明がありましたソーラーシステムにつきましては、私どもは感知しておりませんので、あくまで非農地証明という観点から判断しております。

4番でございます。相続登記ができたということで周囲は全て雑草が生えておりまして耕作はしていないということでございます

近隣につきましては、既に非農地証明を出したところでございます。

これにつきましても、先程の事務局が説明しました事業者の話は非農地の判断には関係ありませんので排除しまして、非農地証明として妥当かどうかという観点から審査しておりますので、これにつきましても非農地証明として止むを得ずということでございます。

最後の5番でございます。位置図は9頁、図面は12頁の⑤です。

まず上の地番でいいますと※※番、※※番、※※番の3筆につきましては、全て山林化し杉、ヒノキが年数が経った状態になっており、この3筆につきましては非農地証明も止むを得ず、最後の※※番は山林付近にございますので、農業用水路を取るにも非常に困難で周囲も荒らしており、非農地証明止むを得ずということで、今回の5件につきましては全て非農地証明とする判定をさせていただきました。以上です。

〔藤井会長〕 ありがとうございます。

これより議案第21号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

〔和久田委員〕 最後の中津の山林になっている土地についてですが、木が大きくなっているといことは田や畑であったのに植林されていたということですか。

〔内藤主任〕 それにつきましては確認をとっておりません。

〔中嶋委員〕 補足させていただきます。あの周辺につきましては山林化しており、種類が杉、ヒノキであることから、当時この3筆につきましても止む終えず植林されたものであろうという現地の判断でございます。

〔藤井会長〕 ほかに何か御意見、御質問等ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第 21 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 議案第 21 号については、承認します。

次に、日程第 3 議案第 22 号 「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 議案第 22 号農用地利用集積計画につきましては、13 頁及び裏面の 14 頁にかけて一覧を添付しております。

こちらは 4 月総会で御審議いただいた利用権設定の一斉公告分に含まれる予定の筆でしたが、申出者からの明細書の提出が遅くなったことから、今回別途お諮りすることとなったものです。公告日は一斉公告日の 7 月 28 日となります。

説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いします。

〔藤井会長〕 これより、議案第 22 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔藤井会長〕 異議なしと認め、議案第 22 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔藤井会長〕 以上で、議事日程は全て終了しました。議案書の最後のページに、先の役員会で行われた専決報告の一覧を添付しております。御質問等ありましたら、会議終了後に事務局までお願いします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 萩 井 志

委 員 島 崎 輝

委 員 吉 田 進

記 録 者 小 西 正 樹

